

第 62 回郡山市子ども・子育て会議を開催します



2025 年 3 月 19 日

郡山市こども部

こども総務企画課

課長 伊藤 恵美

ターゲット 4.2 TEL : 924-3808

SDGs ターゲット 4.2 「全ての子どもが質の高い乳幼児の発達・ケア等にアクセスし、初等教育を受ける準備が整うようにする」

第 62 回の郡山市子ども・子育て会議を開催します。

1 日 時 3 月 24 日(月) 13 : 30

2 会 場 郡山市役所 正庁（本庁舎 2 階）

3 審議事項

(1) 令和 7 年度こども部重点施策について

(こども総務企画課)

(2) 「郡山市こども・若者計画」の実施計画について

(こども総務企画課)

(3) 令和 7 年度郡山市希望ヶ丘児童センター事業計画について

(子育て給付課)

(4) その他

4 その他

(1) 傍聴者の受付は、会議開始 20 分前から開催場所にて行います。

(2) 傍聴定員（記者を除く。）は、会場の都合により原則として 10 名程度です。

なお、傍聴希望者が定員を超えた場合でも、可能な範囲で対応いたします。

<郡山市子ども・子育て会議>

郡山市における子ども・子育て支援事業計画（郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン）の進行管理や、子ども・子育てに関する施策について総合的に審議するため、平成 25 年に設置し、会議及び意見交換等を行っています。今年度は、「郡山市こども・若者計画」策定等について審議を行っています。

（委員の任期 令和 4 年 8 月 28 日から令和 7 年 8 月 27 日まで）

郡山市子ども・子育て会議委員名簿 （敬称略 氏名かな順）

No.	委員氏名		役職等
1	吾妻 利雄	あづま としお	郡山市認可保育所長会 会長
2	阿部 光浩	あべ みつひろ	郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長
3	伊藤 清子	いとう すがこ	NPO法人郡山市私立保育園連絡協議会 理事長
4	金田 義広	かねだ よしひろ	郡山市PTA連合会副会長
5	小板橋 眞由美	こいたばし まゆみ	公益社団法人福島県看護協会 専務理事
6	佐藤 明宏	さとう あきひろ	福島県臨床心理士会 子育て支援委員会委員長
7	佐藤 一夫	さとう かずお	福島県ユニセフ協会 事務局長
8	佐藤 広美	さとう ひろみ	NPO法人子育て支援コミュニティプチママン 理事長
9	鈴木 綾	すずき りょう	NPO法人こおりやま子ども若者ネットワーク 理事長
10	隅越 誠	すみこし まこと	一般社団法人郡山医師会 理事
11	先崎 洋子	せんざき ようこ	郡山市民生児童委員協議会 児童福祉活動部会部会長
12	高橋 智樹	たかはし ともき	公募委員
13	滝田 良子 (会長)	たきた よしこ	郡山市子ども子育て支援企業組合 代表理事
14	竹田 沙織	たけだ さおり	公募委員
15	遠野 馨	とおの かおり	NPO法人しんぐるぺあれんとF・福島 理事長
16	濱津 真紀子 (副会長)	はまつ まきこ	福島県弁護士会郡山支部 弁護士
17	福内 浩明	ふくうち ひろあき	福内合名会社 代表社員
18	柳内 祐一	やぎうち ゆういち	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 事務局長
19	安田 洋子	やすた ようこ	NPO法人郡山のびのび福祉会 理事長
20	山上 裕子	やまかみ ゆうこ	郡山女子大学短期大学部幼児教育学科 教授
21	山田 祐陽	やまだ ゆうひ	公益社団法人福島県栄養士会 管理栄養士
22	渡邊 孝男	わたなべ たかお	日本労働組合総連合会福島県連合会郡山地区連合 事務局長

傍聴要領

郡山市子ども・子育て会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに会場の受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を受けたうえで係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員になり次第終了します。

2 傍聴に当たっての守るべき事項

傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が、上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。